

## 論文要旨説明書

**報告論文のタイトル：**強制保険を用いた公共政策におけるモラルハザードについて —被保険者の資産制約と保険金の効果を考慮した分析—

### 報告者・共著者

**報告者氏名：**桑名 謹三

**所属：**関西大学社会安全学部

**共著者 1 氏名：**

**所属：**

**共著者 2 氏名：**

**所属：**

### 論文要旨（800 字から 1200 字、英文の場合は 300 から 450 語）

公共政策には様々な保険が用いられている。公共政策に用いられる保険としては、社会保険である医療保険、年金保険、介護保険等の公的セクターを保険者としたものが、第一に挙げられる。さらに、様々な事故の被害者救済のためにその手配が義務化されている責任保険も公共政策に用いられる保険といえる。ところで、このように公共政策に用いられる保険の負の効果としてのモラルハザードは、海外において強調されてきた。モラルハザードとは、保険料が被保険者のリスクを適切に反映しないことから、付保によって被保険者の行動が変化することである。ほとんどの場合は、保険の存在によって、被保険者の防災・減災活動が低下し、その結果、事故の発生頻度や損害額が増加してしまうことをモラルハザードと称している。

たとえば、米国における自賠責保険の保険金額が少額であることの要因の1つは、モラルハザードであると考えられている。このようなモラルハザードの負の効果は、モデルを用いた解析的な分析において顕著に現れる。しかし、これまでモラルハザードの分析に用いられてきたモデルには、被保険者の資産制約が考慮されてこなかった。そこで、本論では、被保険者の防災・減災活動を一切反映しない定額保険料の保険について、被保険者の資産レベルをも変数としたモデルを用いてモラルハザードの分析を行なった。

以下の図は、被保険者の初期資産  $w_0$  の変化に伴い、どのように防災・減災費用  $x$  が変化するかの一例を示したものである。実線が保険なしの場合で破線は保険ありの場合である。いずれの場合であっても、初期資産の増加とともに防災・減災費用は増加し、ある一定の初期資産で一定値に飛びつく。保険がない場合は点 A⇒点 B へと、保険がある場合は点 C⇒点 D へと飛びつくこととなる。この不連続な飛びつきは、被保険者の資産制約を勘案したことから生じたものである。資産制約を考慮しない分析を図にて説明すれば、点 B と点 D における防災・減災費用を比較して、点 D のそれが低いことからモラルハザードが生じていると判断していたといえる。

ところが、点 B と点 D 間の資産レベルにおいては、明らかに実線よりも破線の方が高い位置にあること、つまり、定額の保険料の保険であっても、モラルハザードを生じさせないばかりか、逆に、防災・減災活動を改善する可能性があることが、本論の分析より明らかになった。

このことは、公共政策に使われる保険の保険料が被保険者の防災・減災活動を反映しない場合であっても、一律にモラルハザードが生じると判断することが必ずしも正しくないことを示している。さらに、生活保護などの税金を原資とした社会保障のモラルハザードについても、定額保険料がゼロの保険とみなして本論の分析を応用できる可能性がある。

